

# 予算編成方針

## I 総括的事項

### 1 国の平成24年度予算編成の動向

我が国は、東日本大震災に加え、世界的な金融危機という二つの危機に直面しており、「危機」によりもたらされた資源・エネルギーを始めとする数多くの制約を克服し、持続的な経済成長を軌道に乗せる必要がある。

また一方で、毎年度巨額の財政赤字を計上し、公的債務残高も増加していることから、歳出削減や税外収入による増収、さらには国債発行のあり方など財政健全化に向けた取り組みについても検討が必要となっている。

こうしたことを踏まえ、財政健全化と経済成長への取り組みを両立させるため、「中期財政フレーム」を前提に、ムダの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ、歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を、必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった、省庁を超えた大胆な予算の組み替えを行うことを基本に、現在、予算編成作業が進められている。

### 2 地方財政の状況等

地方財政の状況は、現下の経済情勢などにより、地方税収が大幅に回復することは期待できず、さらに、債務残高が平成23年度末で201兆円程度となる見込みであり、その元利償還が将来の財政を圧迫する要因となることや、医療等にかかる経費が高齢化等に伴い自然増することが想定されるなど、極めて深刻な状況にある。

一方で、限られた財源の中においても、住民に身近な基礎自治体として、さまざまな行政需要に適切に対応していく必要があり、これまで以上に柔軟な財政体質の構築と、活力ある地方を創るための施策展開に取り組むことが求められている。

### 3 本市の財政環境

本市の一般会計は、平成22年度決算では、基金を取り崩すことなく実質収支が18億円の黒字となった。しかし、この主な要因は、国の地方財政対策により、地方交付税などが増額されたことによるものであり、一方で、扶助費が大幅に伸びるなど、義務的経費総額は大きく増加しており、実質的な財政構造の硬直化は改善されていない。

今後の国の予算編成や地方交付税の動向による影響は不透明であるが、平成24年度においては、つぎのような厳しい財政環境も見込まれている。

- (1) これまでの景気後退局面が持ち直しに向かうものと期待されているものの、地方税収の大幅な増加は期待できない状況にある。
- (2) 歳出面では、今後も扶助費は増加傾向が続くものと考えられ、また、近年の地方財政対策による臨時財政対策債の発行が大幅に増加しており、今後の公債費にも影響が見込まれるところである。

- (3) 財政調整基金と減債基金は平成22年度において増加したものの、今後の厳しい財政状況を踏まえると、一定の取り崩しが必要となることも考えられる。

## 4 平成24年度予算編成について

### (1) 財源確保の原則

東日本大震災からの復旧・復興に要する経費が多額になることに起因する、各地方自治体に対する財政措置への影響や、市町村分のひも付き補助金の一括交付金化に伴う財源配分など、先行きは一層不透明な状況となっている。

さらに、歳入面では、地価の下落による固定資産税の減少や、歳出面における扶助費の増加など、厳しい予算編成となることが見込まれる。

しかし、そのような中においても、第2期の行財政健全化計画に掲げた、本市の将来像「心おどる水都・とくしま」の実現は推進していく必要があり、徹底した無駄の削減はもちろんのこと、常に、住民のニーズを把握し、限られた財源を、より効果的・効率的な施策に配分していくことが重要である。

こうしたことから、恒久的な財政需要を伴う事業を行う際には、原則、恒久的な歳出の削減または歳入の確保措置などにより、それに見合う財源を確保するものとする。

一方で、持続的な財政運営を行っていくため、税収の確保・拡大に資する施策や歳出抑制に繋がる施策の実施など、歳入・歳出両面の取組みについて検討を行い、予算措置にあたっては、この恒久的な歳入確保額または歳出抑制額に相当する金額の範囲内において、その努力を最大限尊重するものとする。

### (2) 予算編成の基本方針

つぎの3つの基本方針に基づき、予算編成は積み上げ方式で行うものとし、すべての事務事業の見直しを進めることによって、経費の削減を行い、この削減額を新たな財政需要等の財源に充当し、予算配分の重点化を促進するものとする。

#### 心おどる水都・とくしまの実現

時代の変化に的確に対応し、本市のさらなる発展のため、総合計画に掲げられた「元気とくしま」「安心とくしま」「信頼とくしま」の3つのまちづくりの基本理念に基づき、「心おどる水都・とくしま」の実現を目指し、施策の一層の選択と集中を図っていくこととする。特に、人口減少社会のなかで、本市が持続的に発展していくために必要な成長分野など、喫緊の課題となっている、つぎの分野に対して重点的な取組みを行うものとする。

- i 本市の未来を担う子どもの育成に関する分野
- ii 東南海・南海地震など防災対策に関する分野
- iii 地域の活性化や都市活力の創出に関する分野

## 安定的・弾力的な財政構造への転換

これまでの行財政健全化の取組みによっても、義務的経費の比率が高水準にあり、依然として財政構造の硬直化が続いていることから、引き続き内部管理経費の節減に努めるとともに、歳出全般にわたる不要不急な事務事業の大胆な見直しを行うことにより、常に住民ニーズに的確に応えられるよう、新たな行政需要の財源を生み出すとともに、歳入面では、財源の確保・拡大に積極的に取り組むことで、安定的・弾力的な財政構造への転換を推進する。

## 基金に頼らない財政運営の構築

将来を見据え、さまざまな環境の変化にも柔軟な財政運営を行っていくためには、一定の基金確保が必要であり、これまでのように基金の取り崩しによる収支均衡に歯止めをかけ、基金に頼らない財政運営の構築を目指す。

こうしたことから、新規事業の予算要求にあたっては、市民の目線で知恵と工夫を活かし、少ない経費で大きな効果をあげられるよう、各部局内で十分に予算の調整を行うこと。

また、特別・企業会計については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において資金不足の基準が設けられたことなどを踏まえ、常に自助努力による経営の見直しを念頭におきつつ、経営健全化に向けた対策を講じることとする。

なお、さまざまな分野において、ひも付き補助金の一括交付金化など制度改正による影響が想定されるため、全庁をあげて情報収集に努めるとともに、柔軟かつ適切な対応を行うこととする。

こうしたことを踏まえ、つぎにより予算編成を行うものとする。

### ① 歳入について

#### ア 市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、歳入全体の約半分を占めている重要な財源であるとの認識に立ち、より一層課税客体・課税標準の的確な把握及び徴収率の向上に努め、収入の確保に万全を期すること。

#### イ 市債依存度の抑制

財政構造の弾力性を確保し、長期的に健全な財政運営に資するため、実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担軽減を図っていくものとする。

また、したがって、元利償還金に対して後年度に交付税措置のある有利な事業への配慮など起債対象事業の選択に努めること。

#### ウ 財産収入の確保等

遊休財産の有効活用を検討するとともに、未利用財産の早期処分による財産収

入の確保に努めること。

## エ 新たな財源の確保等

民間広告を掲載するなど、新たな財源の確保に努めること。

国の交付金制度の積極的な活用等を行い、財源の確保に努めること。

使用料・手数料の適正化に努めること。

## ② 歳出について

### ア 財源の計画的・重点的配分

施策や事業の選択にあたっては、優先順位の厳しい選択を行い、その重要性、緊急性を慎重に検討するとともに、将来における財政負担についても十分考慮したうえで、財源の計画的・重点的配分を行うものとする。

### イ 事務事業の見直しと経費の削減

事務事業を遂行するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げることが不可欠である。したがって、時代の進展に伴い、意義の薄れた既存の制度・施策については、廃止も含め、整理・統合化を図ることや民間活力を積極的に導入するなど、絶えず見直しを行い、行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応した、より効果的な行政サービスの提供に努めること。

事務事業の見直しにあたっては、事業間の優先度、成果とコスト等を十分に分析し、ゼロベースから徹底的に見直しを進めるものとする。

限られた財源のより効果的・効率的な配分を図るため、管理的経費等の経常経費については、コスト主義の原則に立って、常に費用と効果の再点検を行い、聖域を設けることなく徹底した経費の削減を図っていくものとする。

### ウ 国・県支出金等を伴う事業

国・県支出金を伴う事業及び地方交付税に算入がなされるような事業については、その行政効果及び必要度・緊急度を十分検討するとともに、将来の財政負担等も考慮して、国・県支出金の適切な確保に努めること。

また、国・県の動向等には常に留意し、予算編成過程において財源等に変更が生じた場合は、その都度協議するものとする。また、ひも付き補助金の一括交付金化による補助制度の見直しや、県単独補助金などについて、廃止・縮減の動きがある場合は、十分に動向を把握するとともに、事業内容の見直しや経費の節減に努めること。

### エ 権限移譲される事業

県から権限移譲される事業については、県と十分協議し、事業内容及び必要経費等を精査したうえで移譲を受けるとともに、その財源の確保にも努めること。

## オ 経費負担区分の適正化

国・県と市との間における経費負担関係については、引き続きその適正化に努めること。

また、国・県の補助事業については、国・県との負担区分を明確化し、引き続き超過負担の解消に努めるものとする。

なお、国の動向が不明確ではあるが、制度の廃止・縮小、又は補助金の削減に伴う市単独事業への振り替えは、所要の財源措置のなされないものについては、一切認めない。

### ③ 特別会計及び企業会計

独立採算の原則にたち、基準を超える繰り出しは厳に慎み、徹底した経営努力による経費の削減や、受益者負担の適正化、使用料の収納率向上対策など収入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の健全経営に努めること。

また、一般会計自体が非常に厳しい財政環境にあることを踏まえ、赤字補てんの繰り出しを抑制するとともに、不良債務等を有する経営状況の厳しい特別・企業会計にあっては、不良債務等の解消に向けた対策を十分検討すること。

なお、具体的な予算編成等については、一般会計に準じることとする。

### ④ 公社等

運営費補助や委託等を行う場合、内容の精査、経費の削減を図り、限られた財源を有効活用できるよう十分協議・検討するとともに、指定管理者が管理運営を行っている施設については、市民サービスや経費面など、その導入効果について把握・分析すること。

さらに、地方自治法の規定により、議会に事業計画や決算書類の提出が必要な公社等は内容について十分協議・確認しておくこと。